



2026年5月14日

各 位

会 社 名 スルガ銀行株式会社
代 表 者 名 取締役社長 加藤 広亮
(コード番号 8358 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役 常務執行役員
総合企画本部長 佐藤 富士夫
(TEL : 055-987-8675)

信託型株式報酬制度の継続に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の業務執行取締役（国内非居住者を除きます。以下「取締役」といいます。）及び取締役を兼務しない執行役員（以下「執行役員」といい、取締役と執行役員を併せて、以下「取締役等」といいます。）を対象とする信託型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の継続を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の継続にあたり、本制度における業績連動指標を新たな中期経営計画（2026年度～2028年度）に掲げる指標（ROE等）に変更しております。

本制度の詳細につきましては、2025年5月12日付「事後交付型株式報酬制度（PSU・RSU）から信託型株式報酬制度への切替えに関するお知らせ」をご参照ください。

記

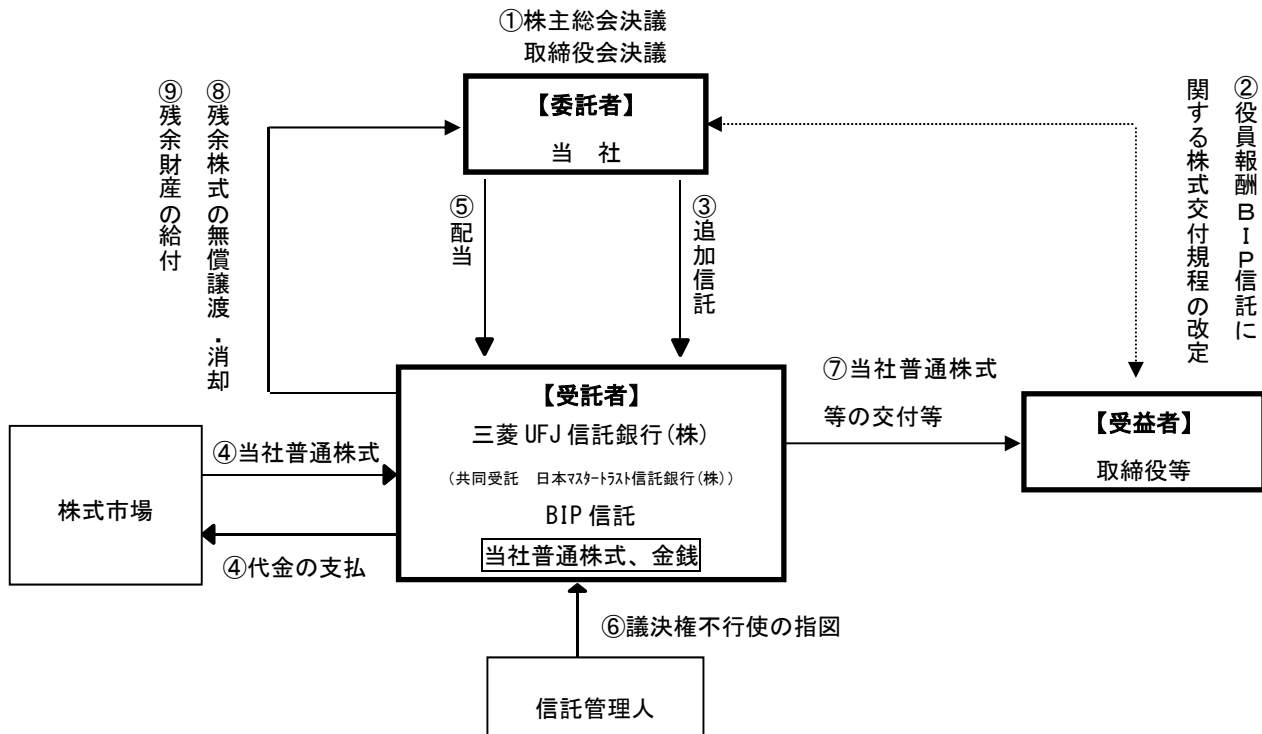
1. 本制度の継続について

- (1) 当社は、2025年度に、取締役等が中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識をより一層高めることを目的として、事後交付型株式報酬制度（PSU・RSU）から本制度への切替えを実施いたしました。
- (2) 当社は、新たな中期経営計画（2026年度～2028年度）に対応する事業年度を新たな対象期間として、2026年度以降も本制度を継続いたします。
- (3) 本制度では、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」といいます。）と称される仕組みを採用しております。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、会社業績指標の達成度等に応じて、当社普通株式及び当社普通株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社普通株式等」といいます。）を取締役等に交付及び給付（以下「交付等」といいます。）する制度です。
- (4) 当社は、本制度の継続に伴い、当社が既に設定しているBIP信託（以下「本信託」といいます。）へ金銭の追加拠出を行い、必要となる当社普通株式を本信託が株式市場から取得することを予定

しております。

- ※ 本制度の継続にあたり、当社は、報酬決定プロセスにおける透明性・客観性等を確保するため、任意の指名・報酬委員会（独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成）における審議を経ております。

2. 本制度の概要



- ① 当社は、本制度への切替えに関して、2025年6月25日開催の定時株主総会において承認決議を得ております。また、本制度の継続に関しては、取締役会において決議しております。
- ② 当社は、取締役会決議等の必要な手続きを経て本制度に係る株式交付規程を改定します。
- ③ 当社は、取締役に対する報酬の原資となる金銭（ただし、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内）に、執行役員に対する報酬の原資となる金銭をあわせて信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする本信託の信託期間を延長します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で抛出された金銭を原資として、当社普通株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数のうち、取締役に対する報酬の原資となる金銭により取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社普通株式に対しても、他の当社普通株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社普通株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、各取締役等に対して毎年一定の時期に、毎事業年度における役位等に応じて、一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時に累積ポイントに応じて当社普通株式等について交付等を行います。
- ⑧ 業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び本信託への追加抛出を行うことにより本制度又はこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、又は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に取締役等について定められるポイント数に対応した当社普通株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、本信託に追加で金銭を信託することがあります（ただし、取締役に対する報酬の原資となる金銭は①の株主総会決議で承認を受けた範囲内）。

(ご参考) 信託契約の内容

- | | |
|------------|--|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託) |
| ② 信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 取締役等のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 (公認会計士) |
| ⑦ 信託契約日 | 2025 年 8 月 |
| ⑧ 信託の期間 | 2025 年 8 月～2026 年 8 月
(信託契約の変更により、2029 年 8 月まで延長予定) |
| ⑨ 制度開始日 | 2025 年 8 月 |
| ⑩ 議決権行使 | 行使しない |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫ 追加信託金の金額 | 629 百万円 (執行役員を対象とした信託金、信託報酬及び信託費用を含む) |
| ⑬ 株式の取得時期 | 2026 年 5 月 22 日 (予定) ～2026 年 6 月 19 日 (予定) |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑮ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑯ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあるものとします。

以 上